

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則

平成28年3月31日規則第2号

第1条 職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号。以下「管理職手当規則」という。）の適用を受ける職員の管理職手当の月額、平成28年3月から平成30年3月までの各月分に限り、管理職手当規則第2条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、管理職手当規則第2条の規定による管理職手当の月額とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定による地域手当
- (2) 給与条例第29条の規定による期末手当及び勤勉手当

附 則（平成28年3月31日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、平成28年3月分の管理職手当の月額については、100分の60に相当する額を減じた額とする。